

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律について

1 経 緯

- 我が国におけるペットの飼育頭数は増加傾向にあり、愛がん動物用飼料（ペットフード）の産業規模も拡大の傾向。
- 平成19年3月、米国において、有害物質（メラミン）が混入した愛がん動物用飼料が原因となって、犬及び猫が相次いで死亡する事故が発生。6月には、メラミンが混入したペットフードが、我が国で輸入販売されていたことが判明。
- 平成20年3月、第169回国会に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」案を提出。6月11日成立、18日公布。

2 法律の概要

目 的

愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

内 容

（1）基準又は規格の設定及び製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の基準又は規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

（2）有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

（3）愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（4）製造業者等の届出

製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

（5）帳簿の備付け

製造業者、輸入業者又は販売業者（小売の場合は除く。）は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

（6）報告徴収、立入検査等

農林水産大臣又は環境大臣による愛がん動物用飼料の製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

施行期日

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要

(環境省・農林水産省共管)

法律の目的

愛がん動物用飼料（ペットフード）の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

法律の概要

- 愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準及び成分についての規格を設定し、その基準又は規格に合わないものの製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令
- 製造業者等の届出及び帳簿の備付け

国

製造方法等の基準・
成分の規格を設定

||

- 基準・規格に合わないものの製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令

海外からの輸入品

輸入業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製造業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製品

販売業者

(帳簿の備付け義務(小売の場合は除く))

安全な愛がん動物用飼料